

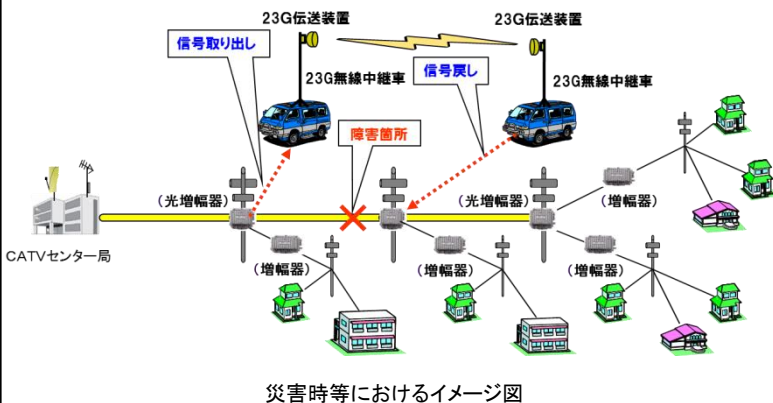
汎用可搬型システムの移動範囲が次の都道府県^(※1)であり、かつ、干渉回避マップ^(※2)の回避不可エリア(赤色)及び指向性で回避可能エリア(緑色及び灰色)に該当する場合は、電波天文との間で運用調整を実施。

※1 北海道、岩手県、宮城県、群馬県、東京都(小笠原村に限る)、山梨県、長野県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県(石垣市及び竹富町に限る)

※2 干渉回避マップ:情報通信技術分科会放送システム委員会報告「23GHz帯無線伝送システムの技術的条件」(平成24年6月19日)の参考資料8

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bunkakai/02tsushin10_03000076.html)→【別紙】参照

ケーブルテレビ事業者



電波法第56条第1項の規定により、23.6GHzから24.0GHzまでの周波数を受信するものとして指定を受けた電波天文業務の受信設備の運用に支障を与えずに運用が可能であることを確認。

電波天文との運用調整

- 【連絡項目】
- ・移動範囲
 - ・使用期間(時間)
 - ・使用周波数
 - ・運用者の連絡先等

電波天文

※世界測地系

電波天文の観測局が位置する市町村名	東経※(度)	北緯※(度)	アンテナ口径	アンテナの高さ
岩手県奥州市	141.132544	39.133493	20	22
岩手県奥州市	141.132372	39.133323	10	11
東京都小笠原村	142.216773	27.091680	20	22
長野県南牧村	138.472517	35.944503	45	47
鹿児島県薩摩川内市	130.439993	31.747976	20	22
沖縄県石垣市	124.171085	24.412453	20	22

(連絡窓口)
国立天文台 電波天文周波数小委員会事務局

Mail: nro-catv-23ghz@ml.nao.ac.jp

地方総合通信局

- 事前相談
- 電波天文との運用調整を依頼
- 免許申請
- 運用調整に関する報告
- 免許付与

運用調整に関する報告

(注) 保護指定を受けていない6つの電波天文台についても、可能な限り干渉回避できるよう、参考資料として情報提供→【参考資料】参照